

別表第2（第4条関係）

- 1 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第19条に規定する事業を除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- 2 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 3 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- 4 次の占用物件は、占用料を徴収しない。
  - (1) 道路管理者の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱及び電話柱
  - (2) 公共的団体又は電気事業者若しくは第1種電気通信事業者が設ける架空の電線
  - (3) 電気、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
  - (4) 第1種電気通信業者が設ける電気、電気通信回線設備で各戸に引き込むため地下に埋設するもの
  - (5) 公共的団体が設ける水管
  - (6) アーケード
  - (7) 無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場
  - (8) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
  - (9) カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件
  - (10) 地先から雨水を溝等に排水するに必要な排水管

- (11) 路肩、法敷又は側溝に設ける道路に通ずるための通路
- (12) 民営の水道事業（占用水道事業を除く。）に係る占用物件
- (13) バス停留所標識及びバス待合所
- (14) 駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場を除く。）
- (15) 公安委員会の設ける信号機を無償で添加している電柱及び電話柱
- (16) 電柱、電話柱、街灯、消火栓標識又はバス停留所標識に添加されている公告物及び建物、埠その他の道路の区域外にある物件に添加され、かつ、道路の区域内に突出している公告物のうち表裏2面に標示しているもの
- (17) テレビ難視聴解消用施設
- (18) 道路の占用料を徴収することが著しく不適当であると町長が認めた占用物件